

平成 年 月 日

保護者 様

小郡市立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

色覚の健康相談について

いろ み かた かん かた こ じん さ しきかくとくせい 色^{いろ}の見え方^みや感じ方^{かた}には個人差^{かん}（色覚特性^{こ じん さ しきかくとくせい}）があります。また、先天的^{せんてんてき}に多く^おの人^{ひと}と色^{いろ}の見え方^みが異なる^{かた}お子さん^こがみられます。色^{いろ}がまったく分^わからないというわけではなく、色^{いろ}によって見分け^{み わ}にくいことがある程度^{ていど}で、日 常生活^{にちじょうせいかつ}にはほとんど不自由^{ふ じゆう}はありません。しかしながら、状 況^{じょうきょう}によっては、色^{いろ}の見え方^{み かた}、色^{いろ}の感じ方^{かん かた}の違い^{ちが}により周囲^{しゅうい}から誤解^{ごかい}を受けること^うや、色^{いろ}を使^{つか}った授 業^{じゅぎょう}の一部^{いちぶ}が理解^{りかい}しにくいことがあるため、学校生活^{がっこうせいかつ}では配慮^{はいりよ}が望^{のぞ}まれます。

このような色覚^{しきかく}の特性^{とくせい}は本人^{ほんにん}には自覚^{じかく}のない場合^{ばあい}が多く、色覚検査^{しきかくけんさ}を受けるまで、保護者^{ほごしゃ}もそのこと^{きづ}に気付^{きづ}いていない場合^{ばあい}が少なくありません。

そのため、お子さん^この色^{いろ}の見え方^{み かた}、色^{いろ}の感じ方^{かん かた}について、学校生活^{がっこうせいかつ}や将来^{しょうらい}の職 業^{しよくぎょう}・進路選択^{しんろせんたく}にあた^きって気^きになる場合^{ばあい}は、眼科医^{がんかい}での色覚検査^{しきかくけんさ}の受診^{じゅしん}をお勧め^{すす}しているところです。（※眼科医^{がんかい}での受診^{じゅしん}は、個人負担^{こじんふたん}となります。）

なお、眼科医^{がんかい}を受診^{じゅしん}された場合^{ばあい}は、診断^{しんだん}の結果^{けっか}に応^{おう}じて学校生活^{がっこうせいかつ}での配慮^{はいりよ}や進路^{しんろ}についての相談^{そうだん}に応^{おう}じます。必要^{ひつよう}があれば学校^{がっこう}へお知^しらせください。ご連絡^{れんらく}いただいた内容^{ないよう}につきましては「個人情報^{こじんじょうほう}の保護^{ほご}に関する法律^{かん ほうりつ}」にもとづいてとりあつか^{とりあつか}います。

平成 年 月 日

保護者 様

小郡市立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

色覚の健康相談について

「また、先天的に多くの人と色の見え方が異なるお子さんがみられます。」の一文を削除

いろ み かた かん かた こじんさ しきかくたようせい 色 いろ
色の見え方や感じ方には個人差（色覚多様性）があります。色によって

み わ 見分けにくいことがあるかもしれませんが、 にちじょうせいかつ 日常生活にはほとんど不自由はありません。しかしながら、 じょうきよう 状況によっては、いろ み かた いろ かん かた ちが 色の見え方、色の感じ方の違いにより しょうい ごかい う 周囲から誤解を受けることや、いろ つか じゅぎょう いちぶ りかい 色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、 がっこうせいかつ はいりよ のぞ 学校生活では配慮が望まれます。

このような してかく とくせい ほんにん じかく ばあい おお しきかくけんさ う 色覚の特性は本人には自覚のない場合が多く、色覚検査を受けるまで、 ほごしゃ 保護者もそのことに 気づいていない ばあい すく 場合があります。

そのため、 こ いろ み かた いろ かん かた がっこうせいかつ しょうらい お子さんの色の見え方、色の感じ方について、学校生活や将来の しょくぎょう しんろせんたく き ばあい がんかい しきかくけんさ じゅしん 職業・進路選択にあたって気になる場合は、眼科医での色覚検査の受診を すす お勧めしているところです。（※眼科医での受診は、 こじんふたん 個人負担となります。）

なお、 がんかい じゅしん ばあい しんだん けっか おう がっこうせいかつ はいりよ 眼科医を受診された場合は、診断の結果に応じて学校生活での配慮や しんろ そうだん おう ひつよう がっこう し れんらく 進路についての相談に応じます。必要があれば学校へお知らせください。ご連絡 いただいた内容につきましては「 こじんじょうほう ほ ご かん ほうりつ 個人情報 保護に関する法律」にもとづいて とりあつか 取扱います。

平成 年 月 日

保護者 様

小郡市立〇〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

色覚の健康相談について

いろ み かた かん かた こじん さ しきかくたようせい せんてんてき お お
色の見え方や感じ方には個人差(色覚多様性)があります。また、先天的に多く
ひと いろ み かた こ こ いろ わ
の人と色の見え方が異なるお子さんがみられます。色がまったく分からないと
いうわけではなく、いろ み わ
色によって見分けにくいことがあるかもしれませんが、
にちじょうせいかつ ふじゅう じょうきょう
日常生活にはほとんど不自由はありません。しかしながら、状況によっては、
いろ み かた いろ かん かた ちが しゅうい ごかい う いろ つか
色の見え方、色の感じ方の違いにより周囲から誤解を受けることや、色を使った
じゅぎょう いちぶ りかい がっこうせいかつ はいりよ のぞ
授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望めます。

このような色覚の特性は本人には自覚のない場合が多く、色覚検査を受ける
まで、ほごしゃ きづ ばあい すく
保護者もそのことに気付いていない場合が少なくありません。

そのため、こ いろ み かた いろ かん かた がっこうせいかつ しょうらい
そのため、お子さんの色の見え方、色の感じ方について、学校生活や将来の
しよくぎょう しんろせんたく き ばあい がんかい しきかくけんさ じゅしん
職業・進路選択にあたって気になる場合は、眼科医での色覚検査の受診を
すす がんかい じゅしん こじんふたん
お勧めしているところです。(※眼科医での受診は、個人負担となります。)

なお、がんかい じゅしん ばあい しんだん けっか おう がっこうせいかつ はいりよ
眼科医を受診された場合は、診断の結果に応じて学校生活での配慮や
しんろ そうだん おう ひつよう がっこう し れんらく
進路についての相談に応じます。必要があれば学校へお知らせください。ご連絡
いただいた内容につきましては「こじんじょうほう ほご かん ほうりつ
個人情報保護に関する法律」にもとづいて
とりあつか
取扱います。